

### 第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

#### 1 届出等

##### (1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

###### [保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

##### 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		5 999g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総 数	10,209	21	28	115	669	8,033	59	8,925	6,939	1,996	8,935	
内 訳	西 区	810	1	1	8	49	701	2	762	606	155	761
	北 区	1,031	2	1	17	66	854	2	942	727	215	942
	大宮区	1,095	1	3	9	89	774	7	883	670	218	888
	見沼区	994	3	2	10	62	872	7	956	704	253	957
	中央区	814	1	1	6	42	560	3	613	484	130	614
	桜 区	530	0	2	8	35	484	3	532	426	105	531
	浦和区	1,499	1	6	10	100	1,094	12	1,223	1,012	213	1,225
	南 区	1,681	1	1	19	117	1,264	8	1,410	1,115	295	1,410
	緑 区	1,184	10	7	17	74	896	9	1,013	774	242	1,016
	岩槻区	571	1	4	11	35	534	6	591	421	170	591

##### (2) 妊娠・出産包括支援センター事業

###### [妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲		
		※2次設問実施者数		2次設問の方法		
				面接	電話	訪問
総数	10,988	10,668		9,694	967	7
内 訳	西区	866	856	814	42	0
	北区	1,132	1,100	1,012	88	0
	大宮区	1,042	999	941	56	2
	見沼区	1,147	1,106	967	137	2
	中央区	926	916	869	47	0
	桜区	684	669	646	23	0
	浦和区	1,563	1,535	1,300	233	2
	南区	1,850	1,826	1,690	136	0
	緑区	1,108	998	915	83	0
岩槻区	670	663	540	122	1	

2 健康教育

(1) 出産前教室

【保健センター】

主に初妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の理解と育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①母親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	59	636	682	36	36	0	0	672	718	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活 ⑦妊娠中と赤ちゃんのお口のケア ⑧赤ちゃんと育児	
内 訳	西区	7	50	50	0	0	0	0	50		50
	北区	5	99	99	30	30	0	0	129		129
	大宮区	5	102	102	0	0	0	0	102		102
	見沼区	12	50	96	0	0	0	0	50		96
	中央区	6	66	66	4	4	0	0	70		70
	桜区	4	39	39	1	1	0	0	40		40
	浦和区	9	90	90	0	0	0	0	90		90
	南区	5	78	78	0	0	0	0	78		78
	緑区	4	47	47	1	1	0	0	48		48
岩槻区	2	15	15	0	0	0	0	15	15		

## ②両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	79	1,433	1,433	1,430	1,430	2	2	2,865	2,865	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・妊婦体験	
内 訳	西 区	6	48	48	48	48	0	0	96		96
	北 区	4	105	105	105	105	0	0	210		210
	大宮区	12	231	231	233	233	0	0	464		464
	見沼区	5	83	83	83	83	0	0	166		166
	中央区	6	69	69	68	68	2	2	139		139
	桜 区	4	38	38	38	38	0	0	76		76
	浦和区	12	349	349	351	351	0	0	700		700
	南 区	14	290	290	289	289	0	0	579		579
	緑 区	12	164	164	163	163	0	0	327		327
	岩槻区	4	56	56	52	52	0	0	108		108

### (2) ふたご支援事業

[保健センター]

多胎妊婦とふたご以上の子どもを持つ親同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

#### ①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						計
		妊婦	母	父	児	その他		
総数	16	11	46	8	94	8	167	
内 訳	西 区	2	0	6	1	14	3	24
	北 区	3	1	5	0	10	1	17
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	2	1	5	0	10	1	17
	中央区	2	1	6	0	12	0	19
	桜 区	1	0	1	0	2	0	3
	浦和区	1	1	3	1	6	1	12
	南 区	2	4	10	4	20	1	39
	緑 区	2	2	6	0	12	0	20
	岩槻区	1	1	4	2	8	1	16

#### ②自主グループ支援を実施

大宮区で1回、見沼区で3回実施した。

**(3) 育児学級****[保健センター]**

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや事故予防など育児に関する情報と親同士の交流の場を提供することで、育児不安を軽減させ、子ども虐待予防を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**育児学級実施状況**

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	93	1,226	22	1,234	44	2,526	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会	
内 訳	西区	7	33	0	31	1		65
	北区	11	96	5	97	2		200
	大宮区	9	83	2	85	0		170
	見沼区	9	61	3	62	0		126
	中央区	3	40	0	36	0		76
	桜区	6	33	2	33	0		68
	浦和区	10	220	6	225	2		453
	南区	26	498	3	501	39		1,041
	緑区	9	132	1	134	0		267
岩槻区	3	30	0	30	0	60		

**(4) 離乳食教室****[保健センター]**

4～5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**離乳食教室実施状況**

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	120	972	27	532	1	1,532	栄養、歯に関する講義	
内 訳	西区	10	39	1	36	0		76
	北区	8	87	8	41	0		136
	大宮区	12	97	0	56	0		153
	見沼区	15	78	4	52	0		134
	中央区	11	114	1	9	0		124
	桜区	9	60	0	30	1		91
	浦和区	10	127	4	64	0		195
	南区	19	190	5	113	0		308
	緑区	18	131	1	98	0		230
岩槻区	8	49	3	33	0	85		

**(5) 親子教室****[保健センター]**

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**親子教室実施状況**

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	162	204	940	20	54	205	981	20	53	449	2,028	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など	
内 訳	西 区	18	21	80	1	1	22	87	3	3	47		171
	北 区	18	20	95	1	1	20	95	1	1	42		192
	大宮区	10	14	38	1	7	14	38	2	3	31		86
	見沼区	24	31	162	8	26	31	181	8	36	78		405
	中央区	7	10	27	1	1	10	27	1	2	22		57
	桜 区	18	18	90	3	7	18	94	0	0	39		191
	浦和区	21	29	172	1	3	29	176	1	2	60		353
	南 区	13	17	79	0	0	17	79	4	6	38		164
	緑 区	14	25	99	1	1	25	100	0	0	51		200
岩槻区	19	19	98	3	7	19	104	0	0	41	209		

**(6) むし歯予防教室****[保健センター]**

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**むし歯予防教室実施状況****①おおむね1歳～1歳5か月児**

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	105	527	20	471	2	1,020	むし歯予防と歯みがきに 関する講義	
内 訳	西 区	10	28	0	28	0		56
	北 区	8	40	4	40	1		85
	大宮区	11	60	1	57	0		118
	見沼区	13	53	3	54	0		110
	中央区	9	38	1	37	0		76
	桜 区	8	30	1	26	0		57
	浦和区	8	48	2	38	1		89
	南 区	20	135	3	106	0		244
	緑 区	11	73	2	63	0		138
岩槻区	7	22	3	22	0	47		

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総 数	53	24	3	1,971	0	1,998	むし歯予防と歯みがきに関する講義	
内 訳	西 区	4	0	0	155	0		155
	北 区	5	0	0	267	0		267
	大宮区	6	0	0	184	0		184
	見沼区	7	0	0	224	0		224
	中央区	6	24	3	81	0		108
	桜 区	2	0	0	65	0		65
	浦和区	9	0	0	391	0		391
	南 区	8	0	0	316	0		316
	緑 区	3	0	0	132	0		132
	岩槻区	3	0	0	156	0		156

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

**(8) 地区健康教育****[保健センター]**

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

**地区健康教育実施状況**

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	71	206	3	1,549	50	1,808	講義等
西区	4	9	0	115	0	124	
北区	6	6	0	317	0	323	
大宮区	9	38	0	159	14	211	
見沼区	5	22	1	77	0	100	
中央区	4	10	0	68	4	82	
桜区	6	26	1	36	0	63	
浦和区	7	29	0	12	9	50	
南区	14	33	0	386	10	429	
緑区	7	5	0	225	7	237	
岩槻区	9	28	1	154	6	189	

**(再掲)むし歯予防教室**

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	55	150	3	1,519	24	1,696	各施設で実施 むし歯予防と歯みがき に関する講義
西区	3	7	0	113	0	120	
北区	6	6	0	317	0	323	
大宮区	8	31	0	152	14	197	
見沼区	3	19	1	73	0	93	
中央区	4	10	0	68	4	82	
桜区	4	16	1	26	0	43	
浦和区	1	5	0	5	0	10	
南区	11	23	0	386	0	409	
緑区	6	5	0	225	0	230	
岩槻区	9	28	1	154	6	189	

## (9) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

### ① 思春期保健教室

市内 19 校(小学校 10 校、中学校 9 校)で実施した。

		参加者数
総 数		2,216
内 訳	小学生	1,019
	中学生	1,033
	高校生	0
	教職員	97
	保護者	66
	その他	1

### ② 思春期保健に関する連携会議

日時:令和 3 年 8 月 19 日(木) 9:30~11:30

会場:大宮区役所保健センター・本庁・保健所の 3 会場からのオンライン会議

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

### 3 健康相談

#### (1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

#### 育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	232	1,228	2,056	658	1,135	3	3	28	28	4	4	1,921	3,226
西区	28	131	253	98	140	1	1	0	0	0	0	230	394
北区	20	108	178	80	113	0	0	0	0	0	0	188	291
大宮区	31	170	381	97	229	0	0	0	0	0	0	267	610
見沼区	21	47	62	30	37	1	1	0	0	0	0	78	100
中央区	23	98	179	50	124	0	0	1	1	0	0	149	304
桜区	30	85	143	49	97	1	1	0	0	0	0	135	241
浦和区	5	49	55	42	42	0	0	0	0	0	0	91	97
南区	30	354	493	43	70	0	0	2	2	0	0	399	565
緑区	20	88	127	80	116	0	0	22	22	0	0	190	265
岩槻区	24	98	185	89	167	0	0	3	3	4	4	194	359

※地区依頼の相談も含む

#### 来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数		2,290	2,738	2,563	3,204	10,440	10,453	1,799	1,806	2,871	2,875	19,963	21,076
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	164	168	143	157	863	863	117	117	199	199	1,486	1,504
	北区	162	256	360	470	1,146	1,152	210	211	627	627	2,505	2,716
	大宮区	153	191	178	229	1,156	1,156	100	100	217	217	1,804	1,893
	見沼区	235	282	282	381	1,015	1,015	194	194	369	369	2,095	2,241
	中央区	181	271	251	329	920	927	221	227	296	300	1,869	2,054
	桜区	102	149	130	191	616	616	89	89	201	201	1,138	1,246
	浦和区	346	402	346	419	1,398	1,398	189	189	252	252	2,531	2,660
	南区	256	282	455	512	1,647	1,647	108	108	186	186	2,652	2,735
	緑区	539	561	204	255	1,052	1,052	469	469	234	234	2,498	2,571
岩槻区	152	176	214	261	627	627	102	102	290	290	1,385	1,456	

#### 電話相談件数

		延 人 員								計	
		妊婦	産婦	乳児		幼児	学 童		その他		
				新生児	乳児		小学生	中学生			20歳未満
総数		5,417	4,373	943	6,751	9,032	257	84	32	4,484	31,373
保健所		5	7	1	7	4	0	0	0	7	31
保健センター	西区	341	347	118	439	492	14	12	6	204	1,973
	北区	884	559	88	618	782	41	3	3	494	3,472
	大宮区	791	611	83	837	984	20	11	6	585	3,928
	見沼区	745	624	134	981	1,384	44	5	1	800	4,718
	中央区	200	269	90	334	589	27	12	4	311	1,836
	桜区	172	261	48	396	755	10	0	1	540	2,183
	浦和区	711	335	115	662	724	15	3	2	124	2,691
	南区	675	447	107	958	1,233	36	31	5	438	3,930
	緑区	513	403	60	684	1,032	20	3	0	401	3,116
岩槻区	380	510	99	835	1,053	30	4	4	580	3,495	

## 4 健康診査

### (1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	121,284
HIV抗体検査	9,641
HBs抗原検査	9,662
HCV抗体検査	9,662
子宮頸がん	9,209
HTLV-1抗体検査	9,611
性器クラミジア検査	9,538

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

### (2) 妊婦歯科健康診査

[保健所・保健センター]

妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図るため、市内個別医療機関において妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦歯科健康診査受診者数	2,383人
--------------	--------

### (3) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

産婦健康診査費用助成件数	8,875
--------------	-------

(4) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数	10,301	10,154	10,764	11,147
	受診児数	9,733	9,617	10,158	10,278
	受診率	94.5%	94.7%	94.4%	92.2%
	特になし	8,178	7,999	8,390	7,371
	指導	466	499	744	1,493
	経過観察	490	796	908	1,083
	再検査(尿・目・耳)				925
	精密健康診査紹介	290	228	285	1,062
	乳幼児発達健康診査	6	49	168	147
	要治療	200	100	83	64
	加療中	575	494	492	698
医師から市への指示事項あり(再掲)	168	223	293	286	
歯科健康診査	対象児数			10,764	11,518
	受診児数			9,265	9,267
	受診率			86.1%	80.5%
	フッ化物塗布実施数(延)※			11,563	
	むし歯なし			9,190	8,598
	むし歯あり			75	669
	むし歯の総本数			201	1,917
	一人平均むし歯本数			0.02	0.21
	不正咬合あり(人)			896	1,423
	軟組織異常あり(人)			658	188
	その他異常あり(人)			410	603

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。

※ 令和3年度の2回目のフッ素化物塗布は、経過措置として、令和元年9月30日以前生まれの1歳6か月～2歳6か月未満児を対象として実施。

## (5) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

### 未受診フォロー実施状況

(人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
フォロー対象者		221	255	525
アンケート返信数		130	114	274
アンケート未返信数 ※		91	141	251
アンケート返信率(%)		58.8%	44.7%	52.2%
未受診理由	医療機関で受診	93	39	70
	特に心配なし	13	24	58
	保育園等	0	15	65
	忘れていた 忙しかった	45	84	151
	その他	67	76	156
フォロー結果	終了	183	210	457
	継続フォロー	32	25	28
	市外転出(国外も含む)	3	3	15
	確認中	3	17	25

※アンケートの発送ができず、未受診フォロー対象になる方は「アンケート未返信数」へ計上

## (6) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

### 精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	305	266	87.2%
10か月児健康診査	238	217	91.2%
1歳6か月児健康診査	292	249	85.3%
3歳児健康診査	1,169	864	73.9%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内容別精健票交付状況 (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合計
総数	305	238	292	1,169	2,004
心臓及び循環	9	11	12	14	46
消化器	0	0	0	0	0
皮膚	30	23	13	6	72
四肢・脊柱	147	28	35	24	234
眼	29	72	93	723	917
耳・鼻	12	1	12	238	263
咽頭	1	2	3	3	9
呼吸器	0	0	0	0	0
その他	77	101	124	161	463

(7) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談などで身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳児		幼児		合計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	177	27	30	1,116	1,216	1,143	1,246	
内 訳	西区	15	1	1	100	110	101	111
	北区	15	1	1	85	92	86	93
	大宮区	16	2	2	92	95	94	97
	見沼区	20	13	15	131	138	144	153
	中央区	13	0	0	73	75	73	75
	桜区	16	2	3	100	111	102	114
	浦和区	22	4	4	175	196	179	200
	南区	23	1	1	157	176	158	177
	緑区	21	1	1	102	116	103	117
	岩槻区	16	2	2	101	107	103	109

## 5 訪問指導

### (1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師又は保健師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

### 妊産婦・新生児訪問指導実施状況

(人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		1	6,303	693	669	5,024	12,690
		0	5,960	603	532	4,882	11,977
内 訳	西 区	0	533	16	42	476	1,067
		0	523	15	36	473	1,047
	北 区	0	609	45	54	519	1,227
		0	593	44	44	512	1,193
	大宮区	0	615	42	81	501	1,239
		0	591	39	71	488	1,189
	見沼区	0	630	107	56	474	1,267
		0	552	75	36	443	1,106
	中央区	0	471	68	47	362	948
		0	428	54	37	342	861
	桜 区	0	382	45	47	296	770
		0	372	44	42	291	749
	浦和区	1	914	114	106	708	1,843
		0	891	112	95	694	1,792
	南 区	0	1,019	90	110	831	2,050
		0	951	71	75	813	1,910
	緑 区	0	694	101	76	532	1,403
		0	665	93	61	520	1,339
	岩槻区	0	436	65	50	325	876
		0	394	56	35	306	791

**(2) 産後ケア事業****[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]**

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問型(延)	476
宿泊型(延)	385
デイサービス型(延)	77

※宿泊型・デイサービス型については、令和2年10月より開始

**(3) 母子訪問指導****[保健所・保健センター]**

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

**母子訪問指導実施状況**

(延人員)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数		220	2,108	293	539	1,812	2,713	3,188	10,873
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	3	94	18	20	84	112	108	439
	北区	24	227	34	63	189	184	236	957
	大宮区	12	225	40	71	143	158	208	857
	見沼区	44	233	28	50	211	330	392	1,288
	中央区	8	163	29	44	120	138	181	683
	桜区	26	107	18	31	108	171	229	690
	浦和区	22	416	43	128	308	502	519	1,938
	南区	39	305	36	52	280	377	505	1,594
	緑区	13	207	29	52	154	355	337	1,147
岩槻区	29	131	18	28	215	386	473	1,280	

※その他：保護者等・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・母精神疾患等の総数

## 6 専門相談

### (1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

#### ア 不妊相談(不育相談含む)

##### ① 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

#### 不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,934	265	40	4,239

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	336
不妊治療を実施している医療機関の情報について	18
主治医や医療機関に対する不満について	28
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,980
不育症について	237
その他	243
合計	4,842

##### ② 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

#### 不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	21
電話相談	307

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	1	4
不妊症の検査・治療について	8	19
不妊治療を実施している医療機関の情報について	4	27
主治医や医療機関に対する不満について	1	2
世間の偏見や無理解による不満について	0	0
家族に関すること	0	3
助成金について	8	201
不育症について	0	23
仕事との両立について	2	2
その他	12	59
合計	36	340

## (2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

### 妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	25

相談内容 (重複あり)	相談件数
望まない妊娠	0
家族・育児面の不安	0
出産病院が見つからない	0
経済的問題	0
その他	25
合計	25

## (3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

### お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談 件数
	実人員	延人員	
10	13	13	2

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	1
イライラする	7
母子関係	0
その他	6

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	0
不安障害	0
適応障害	0
強迫性障害	2
その他	11

## 7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

### (1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

#### 未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	決定件数の 出生時体重別内訳	
536	534	565	1,000g以下	29
			1,001～1,500g	33
			1,501～1,800g	58
			1,801～2,000g	81
			2,001～2,300g	111
			2,301～2,500g	49
			2,501g以上	173

### (2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

#### 育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
142	121	101	肢体不自由	35
			視覚障害	10
			聴覚・平衡機能障害	7
			音声・言語・そしゃく機能障害	39
			心臓機能障害	18
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	1
			その他(内臓疾患)	11
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

### (3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

## 8 子ども虐待発生予防

### (1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援(訪問、面接等)を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	845 件
-------------	-------

### (2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	489	854	68	1,356	2,767	126	151	26	161	464	639	911	81	547	2,178	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	
保健 セン ター	西 区	50	49	0	93	192	21	21	6	4	52	42	96	0	5	143
	北 区	32	76	2	113	223	14	16	0	12	42	36	92	1	70	199
	大宮区	39	28	4	73	144	4	20	2	17	43	105	89	11	59	264
	見沼区	74	58	9	173	314	15	21	10	16	62	146	118	14	139	417
	中央区	20	44	5	64	133	13	18	1	16	48	24	63	11	16	114
	桜 区	27	86	11	127	251	18	19	1	35	73	54	150	6	89	299
	浦和区	29	158	10	153	350	1	7	0	18	26	48	34	8	15	105
	南 区	98	100	5	228	431	1	4	0	5	10	35	31	1	9	76
	緑 区	33	86	7	105	231	8	9	2	10	29	53	149	10	94	306
岩槻区	87	169	15	227	498	31	16	4	28	79	95	89	19	50	253	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (3)母子訪問指導の再掲である。

**(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業**

**[保健所・保健センター]**

産婦・新生児訪問指導及び母子訪問指導により把握した養育状況から、継続支援が必要と判断される家庭に対して子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が任用した保健師・助産師等であり、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

**子ども家庭支援員訪問実施状況**

訪問世帯数	
実数	延数
66	324

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	1	4	41	192	2	3	17	72	50	221	23	81	44	148	178	721	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	0	0	4	20	0	0	2	8	3	16	2	4	3	5	14	53
	北 区	1	4	12	68	0	0	4	30	13	61	4	11	7	20	41	194
	大宮区	0	0	1	2	0	0	3	6	0	0	0	0	1	2	5	10
	見沼区	0	0	9	29	0	0	1	3	9	27	4	4	5	5	28	68
	中央区	0	0	2	7	0	0	2	4	2	6	1	2	4	6	11	25
	桜 区	0	0	0	0	0	0	1	4	2	3	0	0	3	7	6	14
	浦和区	0	0	6	28	0	0	4	17	6	22	3	10	7	19	26	96
	南 区	0	0	3	25	1	2	0	0	5	33	1	7	3	17	13	84
	緑 区	0	0	2	6	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	4	12
	岩槻区	0	0	2	7	1	1	0	0	8	47	8	43	11	67	30	165

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

**(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)**

**[保健所]**

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

**育児不安電話相談受付状況**

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
550	137	163	126	60	37	17	10

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
639	332	79	5	0	151	27	45

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

	年 齢															
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明	
総数	705	175	66	63	79	79	33	39	38	21	27	8	15	43	4	15
男	292	63	36	30	26	29	19	19	16	14	6	3	6	21	3	1
女	336	72	20	28	50	45	13	20	22	7	20	4	8	20	1	6
不明	77	40	10	5	3	5	1	0	0	0	1	1	1	2	0	8

**(5) お母さんの心の健康相談[再掲]**

(28 ページ参照)

**(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)**

**[保健所]**

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

**ふれあい親子支援事業実施状況**

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	23	30	5

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
3	3	0	0

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
4	1	3	0

**(7) 子ども虐待予防対応研修会****[保健所]**

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
7月9日(金) 保健所	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援① 基礎編 講義	嵐山学園 学園長 早川 洋氏	保健センター、保健 所、子ども家庭総合 センター等の虐待対 応に従事する職員	18名
10月29日(金) 鈴谷公民館	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援② 応用編 講義と事例 検討	嵐山学園 学園長 早川 洋氏	保健センター、保健 所、子ども家庭総合 センター等の虐待対 応に従事する職員	12名
3月3日(木) オンライン形式 (Zoom)	妊産婦のメンタルヘル スケアと産後ケアにつ いて ～EPDS の活用と医療と 地域の連携について～	国立成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長 立花 良之氏	保健センター、保健 所、産科医療機関等 の妊娠期からの虐 待予防に従事する 支援者	68名
西区：12月20日 北区：8月23日 大宮区：10月25日 見沼区：7月26日・10月22日 桜区：6月25日 浦和区：7月19日・2月2日 南区：5月19日・11月24日 2月18日 緑区：10月29日・2月14日 岩槻区：3月7日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	カウンセリングルームベア 田熊 喜代巳 氏 (臨床心理士)	保健センター職員	140名
西区：6月14日・1月14日 北区：6月17日・12月10日 大宮区：6月25日・1月28日 見沼区：6月22日・12月20日 中央区：7月14日・1月24日 桜区：1月21日 浦和区：3月17日 南区：1月19日 緑区：6月21日・12月16日 岩槻区：7月26日・11月15日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター職員	170名

## 9 その他

### (1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	0 件
------	-----

### (2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

#### 新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果(延人員)		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
9,581	55	21	49	2

### (3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

#### 先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,728
再検査件数	524

### (4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は6件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

### (5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	3 件
------	-----

## (6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

### ア 不妊相談(不育相談含む)(27ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

### イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

#### 特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	3,629件
------	--------

#### 早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	630件
------	------

#### 不育症検査費助成承認実績

助成件数	147件
------	------

## (7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

## (8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

[保健所]

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話や家庭訪問等による、寄り添った支援を実施している。

〈 根拠法令等:母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

事業内容	実績(件)
1 不安を抱える妊婦への分娩前検査	2,842
2 感染した妊産婦への寄り添い型支援	13